

# 射水市教育委員会 3 月定例会次第

日 時 平成 26 年 3 月 28 日(金)

場 所 下庁舎 2 階会議室

## 1 会議録の承認

## 2 教育長の報告

- (1) 3 月議会開催状況について 資料 1

## 3 議案

- 議案第 1 号 射水市教育委員会事務局組織規則の一部改正について 資料 2
- 議案第 2 号 射水市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則  
の一部改正について 資料 3
- 議案第 3 号 射水市陶房「匠の里」条例施行規則の一部改正について 資料 4
- 議案第 4 号 射水市新湊中央文化会館条例施行規則の一部改正について 資料 5
- 議案第 5 号 射水市小杉文化ホール条例施行規則の一部改正について 資料 6
- 議案第 6 号 射水市竹内源造記念館条例施行規則の一部改正について 資料 7

## 4 協議事項

- (1) 平成 26 年度 学校訪問計画について 資料 8

## 5 各課等の連絡事項及び報告事項

- (1) 平成 25 年度末教員人事異動の状況と当面の問題について[当日配布] 資料 9
- (2) 平成 26 年度小・中学校児童生徒数について (学校教育課) 資料 10
- (3) 射水市奨学金規則の一部改正について (学校教育課) 資料 11
- (4) 学校給食における異物の混入について (学校教育課) 資料 12
- (5) 射水市内の指定文化財の現状変更について (報告) (生涯学習・スポーツ課) 資料 13
- (6) 教育委員会行事予定 資料 14

## 6 その他

※ 次回教育委員会の開催日時について

月 日 ( ) 時 分

## 平成26年3月議会開催状況について

1 教育委員会関係議案

- 議案第 2号 平成26年度射水市一般会計予算  
議案第10号 平成25年度射水市一般会計補正予算（第5号）  
議案第19号 消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する  
条例の制定について  
議案第33号 射水市就学指導委員会設置条例の一部改正について  
議案第34号 射水市社会教育委員設置条例の一部改正について  
議案第35号 射水市竹内源造記念館条例の一部改正について  
議案第36号 射水市体育施設条例の一部改正について  
議案第42号 射水市立小杉中学校耐震補強及び大規模改造第Ⅱ期（建築主体）  
工事請負契約について  
議案第43号 射水市立射北中学校屋内運動場耐震補強及び大規模改造（建築主  
体）工事請負契約について

2 代表質問、一般質問（教育委員会関係）

## (1) 代表質問 3月10日（月）

## ○ 菊 民雄議員（市民同志会）

## 1 教育について

- (1) 教育委員会制度改革と首長の権限について
- (2) ゆとり教育からの脱却、土曜授業について
- (3) 全国学力テストの公表をどう思うか。

## (2) 一般質問 3月11日（火）

## ○ 不後昇議員

- 1 青少年のインターネット依存対策について
- 2 読書通帳の導入について

## ○ 津本二三男議員

- 1 少子化対策（出生率の向上対策）について  
(1) 国に、大学生向けの給付制奨学金の創設を求められたい。

## ○ 吉野省三議員（自民議員会）

- 1 小中学校の土曜授業について  
(1) 土曜授業推進における保護者のアンケートについて  
(2) 総合計画における位置付けについて

## ○ 山崎晋次議員（自民議員会）

- 1 公共施設の利用向上について  
(1) 公共施設の統廃合における利用向上について  
(2) 公共施設の利用 向上について
- 2 市内図書館の休日等運用形態の見直しについて

- 古城克實議員(市民同志会)
  - 1 人づくり政策について
    - (1) 地域の総合力で人づくり
    - (2) 「人づくり」推進委員会の設置
  - 2 弓道場の整備について
    - (1) ねんりんピックに対応できる施設について

### 3 予算特別委員会 3月13日(木)、3月19日(水)

議案第 2号 平成26年度射水市一般会計予算

議案第10号 平成25年度射水市一般会計補正予算(第5号)

・ 3月13日(木)

- 竹内美津子委員(自民議員会)
  - 1 日本スポーツ振興センター災害共済給付金について

・ 3月19日(水)

- 中村文隆委員(自民議員会)
  - 1 教育委員会について
- 小島啓子委員
  - 1 小学校の空調設備について
- 津本二三男委員
  - 1 小学校のグリーンカーテン事業について

### 4 総務文教常任委員会 3月14日(金)

議案第19号 消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議案第33号 射水市就学指導委員会設置条例の一部改正について

議案第34号 射水市社会教育委員設置条例の一部改正について

議案第35号 射水市竹内源造記念館条例の一部改正について

議案第36号 射水市体育施設条例の一部改正について

議案第42号 射水市立小杉中学校耐震補強及び大規模改造第Ⅱ期(建築主体)工事請負契約について

議案第43号 射水市立射北中学校屋内運動場耐震補強及び大規模改造(建築主体)工事請負契約について

報告事項1 給食基準単価の引き上げについて

報告事項2 射水市スポーツ推進計画の策定について

議案第 1 号

射水市教育委員会事務局組織規則の一部改正について

射水市教育委員会事務局組織規則の一部を次のように改正する。

平成 26 年 3 月 28 日提出

射水市教育委員会

教育長 結 城 正 斉

射水市教育委員会規則第 1 号

射水市教育委員会事務局組織規則

射水市教育委員会事務局組織規則（平成 21 年射水市教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 7 号、第 8 号及び第 12 号中「幼稚園及び」を削り、第 11 号「私立幼稚園の助成に関すること。」を「幼稚園の教育指導に関すること。」に、第 14 号中「幼児児童生徒の就園、」を「児童生徒の」に改める。

附 則

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

## 議案第 1 号

射水市教育委員会事務局組織規則の一部改正について

(説明)

幼稚園に関する事務を市長の補助機関に執行させることに伴い、教育委員会事務局の事務分掌を見直すため、所要の改正を行うもの。

### 1 改正内容

学校教育課の事務分掌から、「幼稚園の教育指導に関すること。」以外の幼稚園に関する事務を削るもの。

### 2 施行期日

平成 26 年 4 月 1 日

射水市教育委員会事務局組織規則(平成21年射水市教育委員会規則第4号)新旧対照表

現行	改正後 (案)
<p>(事務分掌) 第5条 課の事務分掌は、次のとおりとする。 学校教育課 (1)～(6) 略 (7) <u>幼稚園及び学校施設の整備・計画に関すること。</u> (8) <u>幼稚園及び学校施設の保守・修繕に関すること。</u> (9) 教育関係調査、統計に関すること。 (10) 奨学金に関すること。 (11) 私立幼稚園の助成に関すること。 (12) <u>幼稚園及び学校の運営及び指導に関すること。</u> (13) 学校の組織再編、教育課程、学習指導及び生徒指導並びに教職員 の研修指導に関すること。 (14) <u>幼児児童生徒の就園、就学及び転出入等に関すること。</u> 以下略</p>	<p>(事務分掌) 第5条 課の事務分掌は、次のとおりとする。 学校教育課 (1)～(6) 略 (7) <u>学校施設の整備・計画に関すること。</u> (8) <u>学校施設の保守・修繕に関すること。</u> (9) 教育関係調査、統計に関すること。 (10) 奨学金に関すること。 (11) <u>幼稚園の教育指導に関すること。</u> (12) <u>学校の運営及び指導に関すること。</u> (13) 学校の組織再編、教育課程、学習指導及び生徒指導並びに教職員 の研修指導に関すること。 (14) <u>児童生徒の就学及び転出入等に関すること。</u> 以下略</p>

議案第 2 号

射水市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則  
の一部改正について

射水市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を  
次のように改正する。

平成 26 年 3 月 28 日提出

射水市教育委員会

教育長 結 城 正 斉

射水市教育委員会規則第 2 号

射水市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則

射水市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成 19  
年射水市教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表（2 条関係）中

「

補助執行職員	補助執行事務
子ども課長	(1) 射水市立幼稚園への入園、転園及び退園に関する こと。  (2) 幼稚園就園助成に関する こと。

」を

補助執行職員	補助執行事務
福祉保健部長及び子 育て支援課に属する 職員	(1) 射水市立幼稚園への入園、転園及び退園に関する こと。  (2) 幼稚園就園助成に関する こと。  (3) 幼稚園の整備・計画に関する こと。  (4) 幼稚園の保守・修繕に関する こと。  (5) 私立幼稚園の助成に関する こと。  (6) 園児の保健管理に関する こと。  (7) 幼稚園の環境衛生に関する こと。  (8) 幼稚園の給食に関する こと。

(9) 幼稚園の運営に関すること。

「

」に

改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。



## 議案第 2 号

射水市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部  
改正について

(説明)

子ども・子育て支援新制度の本格実施に向け、幼保一体化の推進により教育・保育・子育て支援の充実を図るために、教育委員会事務局の権限に属する幼稚園に関する事務を市長の補助機関に執行させることに伴い、所要の改正を行うもの。

### 1 改正内容

執行体制を福祉保健部長の下、取り扱うこととするとともに、次に掲げる補助執行事務項目を追加

- (1)幼稚園の整備・計画に関すること。
- (2)幼稚園の保守・修繕に関すること。
- (3)私立幼稚園の助成に関すること。
- (4)園児の保健管理に関すること。
- (5)幼稚園の環境衛生に関すること。
- (6)幼稚園の給食に関すること。
- (7)幼稚園の運営に関すること。

### 2 施行期日

平成 26 年 4 月 1 日

射水市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則(平成19年射水市教育委員会規則第2号)新旧対照表

現行		改正後 (案)	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
補助執行職員	補助執行事務	補助執行職員	補助執行事務
子ども課長	(1) 射水市立幼稚園への入園、転園及び退園に関すること。 (2) 幼稚園就園助成に関すること。	福祉保健部長及び子育て支援課に属する職員	(1) 射水市立幼稚園への入園、転園及び退園に関すること。 (2) 幼稚園就園助成に関すること。 (3) 幼稚園の整備・計画に関すること。 (4) 幼稚園の保守・修繕に関すること。 (5) 私立幼稚園の助成に関すること。 (6) 園児の保健管理に関すること。 (7) 幼稚園の環境衛生に関すること。 (8) 幼稚園の給食に関すること。 (9) 幼稚園の運営に関すること。

## 議案第 3 号

射水市陶房「匠の里」条例施行規則の一部改正について

射水市陶房「匠の里」条例施行規則の一部を次のように改正する。

平成 26 年 3 月 28 日 提 出

射水市教育委員会

教育長 結 城 正 斉

## 射水市教育委員会規則第 3 号

射水市陶房「匠の里」条例施行規則の一部を改正する規則

射水市陶房「匠の里」条例施行規則（平成 17 年射水市教育委員会規則第 26 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

## 別表 1（第 6 条関係）陶芸教室受講料

コース名	料金		
Aコース (1回)	受講料 (粘土代1kg・作品焼成料込)	1,340円	
	施設使用料	条例 別表2(1)施設使用料による	
Bコース (6箇月 40回)	46,290円(材料費、作品焼成料等)		
Cコース (1箇年)	受講料	市外	市内
		49,370円	43,200円
	粘土代	2,570円/20kg	
こぶしコース (3箇月 12回)	15,430円(材料費、作品焼成料等)		
夜間コース (6箇月 20回)	30,860円(材料費、作品焼成料等)		
絵付けコース (3箇月 6回)	6,170円(材料費、作品焼成料等)		

Mコース (6箇月 24回)	28,800円(材料費、作品焼成料等)
フレックスコース (6回連続自由受講)	9,260円(材料費、作品焼成料等)

備考 各コースで定める粘土量を超過する場合、粘土1kg追加ごとに各コースの受講料に1,030円を加算する。

### 附 則

#### (施行期日)

- 1 この規則は平成26年4月1日から施行する。

#### (経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に使用の許可を受けている者の当該許可に係る使用料の額については、改正後の射水市陶房「匠の里」条例施行規則第6条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

## 議案第 3 号

射水市陶房「匠の里」条例施行規則の一部改正について

(説明)

消費税率の引き上げに伴い受講料への転嫁率を改定するもの。

### 1 改正内容

(1)消費税率引き上げ分を受講料に転嫁

### 2 施行期日

平成26年4月1日

射水市陶房「匠の里」条例施行規則(平成17年射水市教育委員会規則第26号)新旧対照表

現行		改正後(案)	
<p>○射水市陶房「匠の里」条例施行規則</p> <p>平成17年11月1日 教育委員会規則第26号</p> <p>改正 平成19年 5月28日教委規則第5号 平成19年 9月26日教委規則第9号 平成20年 9月24日教委規則第10号</p>		<p>○射水市陶房「匠の里」条例施行規則</p> <p>平成17年11月1日 教育委員会規則第26号</p> <p>改正 平成19年 5月28日教委規則第5号 平成19年 9月26日教委規則第9号 平成20年 9月24日教委規則第10号</p>	
別表1(第6条関係) 陶芸教室受講料		別表1(第6条関係) 陶芸教室受講料	
コース名	料金	コース名	料金
Aコース (1回)	受講料 (粘土代1kg・作品焼成料込) 1,300円	Aコース (1回)	受講料 (粘土代1kg・作品焼成料込) 1,340円
Bコース (6箇月 40回)	施設使用料 45,000円(材料費、作品焼成料等) 条例 別表2(1)施設使用料による	Bコース (6箇月 40回)	施設使用料 46,290円(材料費、作品焼成料等) 条例 別表2(1)施設使用料による
Cコース (1箇年)	受講料 48,000円 市内 42,000円	Cコース (1箇年)	受講料 49,370円 市内 43,200円
	粘土代 2,500円/20kg		粘土代 2,570円/20kg

こぶしコース (3箇月 12回)	15,000円(材料費、作品焼成料等)
夜間コース (6箇月 20回)	30,000円(材料費、作品焼成料等)
絵付けコース (3箇月 6回)	6,000円(材料費、作品焼成料等)
Mコース (6箇月 24回)	28,000円(材料費、作品焼成料等)
フレックスコース (6回連続自由受講)	9,000円(材料費、作品焼成料等)

備考 各コースで定める粘土量を超過する場合、粘土1kg追加ごとに各コースの受講料に1,000円を加算する。

こぶしコース (3箇月 12回)	15,430円(材料費、作品焼成料等)
夜間コース (6箇月 20回)	30,860円(材料費、作品焼成料等)
絵付けコース (3箇月 6回)	6,170円(材料費、作品焼成料等)
Mコース (6箇月 24回)	28,900円(材料費、作品焼成料等)
フレックスコース (6回連続自由受講)	9,260円(材料費、作品焼成料等)

備考 各コースで定める粘土量を超過する場合、粘土1kg追加ごとに各コースの受講料に1,030円を加算する。

議案第 4 号

射水市新湊中央文化会館条例施行規則の一部改正について

射水市新湊中央文化会館条例施行規則の一部を次のように改正する。

平成 26 年 3 月 28 日 提 出

射水市教育委員会

教育長 結 城 正 斉

射水市教育委員会規則第 4 号

射水市新湊中央文化会館条例施行規則の一部を改正する規則

射水市新湊中央文化会館条例施行規則（平成 17 年射水市教育委員会規則第 44 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表 1（第 4 条関係）

区分	品名	施設別	単位	使用料 円	摘要
舞台 附属 設備・備品	オーケストラピット	大ホール	1式	6,480	
	大迫り	大ホール	1基	2,160	
	中迫り	大ホール	1基	2,160	
	小迫り	大ホール	1基	1,080	
	仮設花道	大ホール	1式	3,240	
	仮設花道用所作台	大ホール	1式	3,240	
	ひな段蹴込	大ホール	1式	220	
	音響反射板	大ホール	1式	6,480	
	鳥屋囲	大ホール	1式	540	
	花道用揚幕	大ホール	1枚	540	
	簡易音響反射板	小ホール	1式	3,240	
	ひな段蹴込	小ホール	1式	220	
	所作台	ホール共通	1式	6,480	



	平台及び箱足類	ホール共通	1台	270	
	松羽目	ホール共通	1式	1,620	
	竹羽目	ホール共通	1式	2,700	
	金びょうぶ	ホール共通	1双	2,160	
	紗幕	ホール共通	1式	1,620	
	地がすり	ホール共通	1枚	1,620	
	上敷	ホール共通	1枚	320	
	毛せん	ホール共通	1枚	270	
	めくり台	ホール共通	1台	110	
	演台	ホール共通	1式	540	
	指揮者台	ホール共通	1台	220	譜面台付
	楽団員用譜面台	ホール共通	1台	110	
	長布団	ホール共通	1枚	110	
	大太鼓	ホール共通	1台	540	
	平太鼓	ホール共通	1台	320	
	縮太鼓	ホール共通	1台	220	
	雪かご	ホール共通	1台	110	
	ステータワー	ホール共通	1台	1,080	
	高座用座布団	ホール共通	1枚	110	
	振り竹	ホール共通	1式	110	
	フェルト毛せん	ホール共通	1枚	110	
	紅白幕	ホール共通	1式	1,080	
	浅黄幕	ホール共通	1式	1,080	
照明附属設 備・備品	フットライト	大ホール	1列	650	60W×96灯
	花道用フットライト	大ホール	1列	320	60W×38灯
	ボーダーライト	大ホール	1列	1,080	200W×81灯
	サスペンションライト	大ホール	1台	220	1kW
	No.1 Horizontライト	大ホール	1列	1,620	300W×72灯
	No.2 Horizontライト	大ホール	1列	3,240	500W×120灯
	ローア Horizontライト	大ホール	1列	1,620	300W×80灯
	サイドフロントライト	大ホール	1台	220	1.5kW

サイドフロントライト	大ホール	1台	220	1kW
トーマENTALライト	大ホール	1台	220	1kW
タワーライト	大ホール	1台	220	1kW
プロセニウムサスペンションライト	大ホール	1列	1,620	1kW×18灯
No.1シーリングライト	大ホール	1台	220	1.5kW
No.2シーリングライト	大ホール	1台	320	2kW
フットライト	小ホール	1列	540	60W×60灯
ボーダーライト	小ホール	1列	860	150W×54灯
サスペンションライト	小ホール	1台	220	1kW
アッパーホリゾンライト	小ホール	1列	1,080	300W×54灯
ローアホリゾンライト	小ホール	1列	860	200W×54灯
サイドフロントライト	小ホール	1台	220	1kW
トーマENTALライト	小ホール	1台	220	1kW
プロセニウムボーダーライト	小ホール	1列	650	150W×45灯
シーリングライト	小ホール	1台	220	1kW
センターライト	小ホール	1台	110	500W
ストリップライト	ホール共通	1本	110	100W×4灯
ストリップライト	ホール共通	1本	220	100W×8灯
スポットライト	ホール共通	1台	220	1kW
スポットライト	ホール共通	1台	110	500W
エフェクトマシン	ホール共通	1台	1,080	
エフェクトプロジェクター	ホール共通	1台	1,080	1kW
しんなしエフェクト	ホール共通	1台	1,080	
オーバーヘッドプロジェクター	ホール共通	1台	1,620	1kW
リップルマシン	ホール共通	1台	1,080	
ストロボスコープ	ホール共通	1台	1,080	250W
ドラムマシン	ホール共通	1台	1,080	1kW
ミラーボール	ホール共通	1台	1,080	
音響附属設	音響装置	大ホール	1式	2,160

備・備品	エコー装置	大ホール	1式	1,080	
	ポータブルミキサー	大ホール	1台	1,080	
	レコードプレーヤー	大ホール	1台	1,080	
	テープレコーダー	大ホール	1台	1,080	
	ポータブルテープレコーダー	大ホール	1台	760	
	カセットテープレコーダー	大ホール	1台	540	
	効果用スピーカー	大ホール	1式	1,620	
	ステージスピーカー	大ホール	1式	1,080	
	マイクロフォン(コンデンサー)	大ホール	1本	1,080	
	マイクロフォン(ダイナミック)	大ホール	1本	540	
	マイクロフォン(ワイヤレス)	大ホール	1本	1,620	
	リボンマイクロフォン	大ホール	1本	1,080	
	マイクロフォンスタンド(床上)	大ホール	1台	220	
	マイクロフォンスタンド(卓上)	大ホール	1台	110	
	マイクロフォンスタンド(ブーム)	大ホール	1台	220	
	音響装置	小ホール	1式	1,620	
	エコー装置	小ホール	1式	1,080	
	レコードプレーヤー	小ホール	1台	1,080	
	ポータブルテープレコーダー	小ホール	1台	760	
	カセットテープレコーダー	小ホール	1台	540	
	効果用スピーカー	小ホール	1式	1,620	
	ステージスピーカー	小ホール	1式	1,080	
	マイクロフォン(コンデンサー)	小ホール	1本	1,080	
	マイクロフォン(ダイナミック)	小ホール	1本	540	
	マイクロフォン(ワイヤレス)	小ホール	1本	1,620	
	リボンマイクロフォン	小ホール	1本	1,080	
マイクロフォンスタンド(床上)	小ホール	1台	220		
マイクロフォンスタンド(卓上)	小ホール	1台	110		
マイクロフォンスタンド(ブーム)	小ホール	1台	220		
映写設備	映写機	大ホール	1基	8,640	35mm
	スクリーン	大ホール	1式	1,080	
	映写機	小ホール	1基	5,400	16mm

	スクリーン	小ホール	1式	1,080	
楽器	コンサートグランドピアノ	ホール共通	1台	5,400	調律料を含まず。
	グランドピアノ	ホール共通	1台	3,240	調律料を含まず。
	エレクトーン	ホール共通	1台	3,240	調律料を含まず。
その他	特殊電源使用料	施設共通	1式	実費	
	持込器具	施設共通	1台	実費	
	テレビ中継料	ホール共通	1式	10,800	
	ラジオ中継料	ホール共通	1式	5,400	
	展示用パネル	展示室	1枚	220	
	テーブルクロス	施設共通	1枚	220	

#### 備考

- この表に掲げる額は、1回についての額とし、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで、午後6時から午後10時までを各1回とし、午前9時から午後5時まで、午後1時から午後10時までを各2回とし、午前9時から午後10時までを3回として算定する。ただし、展示用パネルについては、午前9時から午後10時までを1回として算定する。
- この表に掲げるもの以外の附属設備・備品等の使用料の額は、類似する附属設備又は備品等の使用料の額に準じて算定した額とする。

#### 別表2（第4条関係）

施設名	使用料
軽食喫茶	月額64,800円

#### 附 則

##### （施行期日）

- この規則は、平成26年4月1日から施行する。

##### （経過措置）

2 この規則の施行の際現に使用の許可を受けている者の当該許可に係る使用料の額については、改正後の射水市新湊中央文化会館条例施行規則第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

## 議案第4号

射水市新湊中央文化会館条例施行規則の一部改正について

(説明)

消費税率の引き上げに伴い使用料への転嫁率を改定するもの。

### 1 改正内容

(1)消費税率引き上げ分を使用料に転嫁

### 2 施行期日

平成26年4月1日

射水市新湊中央文化館条例施行規則(平成17年射水市教育委員会規則第44号)新旧対照表

現行		改正後(案)																																																																																																																									
<p>○射水市新湊中央文化館条例施行規則</p> <p>平成17年11月1日 教育委員会規則第44号</p> <p>改正 平成18年 3月28日 教委規則第8号 平成20年 5月29日 教委規則第7号 平成21年 8月27日 教委規則第5号</p> <p>別表1(第4条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>品名</th> <th>施設別</th> <th>単位</th> <th>使用料 円</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>舞台</td> <td>オーケストラピット</td> <td>大ホール</td> <td>1式</td> <td>6,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>附属</td> <td>大迫り</td> <td>大ホール</td> <td>1基</td> <td>2,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設備・備</td> <td>中迫り</td> <td>大ホール</td> <td>1基</td> <td>2,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>品</td> <td>小迫り</td> <td>大ホール</td> <td>1基</td> <td>1,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>仮設花道</td> <td>大ホール</td> <td>1式</td> <td>3,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>仮設花道用所作台</td> <td>大ホール</td> <td>1式</td> <td>3,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>ひな段蹴込</td> <td>大ホール</td> <td>1式</td> <td>200</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>音響反射板</td> <td>大ホール</td> <td>1式</td> <td>6,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>鳥屋囲</td> <td>大ホール</td> <td>1式</td> <td>500</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		区分	品名	施設別	単位	使用料 円	摘要	舞台	オーケストラピット	大ホール	1式	6,000		附属	大迫り	大ホール	1基	2,000		設備・備	中迫り	大ホール	1基	2,000		品	小迫り	大ホール	1基	1,000			仮設花道	大ホール	1式	3,000			仮設花道用所作台	大ホール	1式	3,000			ひな段蹴込	大ホール	1式	200			音響反射板	大ホール	1式	6,000			鳥屋囲	大ホール	1式	500		<p>○射水市新湊中央文化館条例施行規則</p> <p>平成17年11月1日 教育委員会規則第44号</p> <p>改正 平成18年 3月28日 教委規則第8号 平成20年 5月29日 教委規則第7号 平成21年 8月27日 教委規則第5号</p> <p>別表1(第4条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>品名</th> <th>施設別</th> <th>単位</th> <th>使用料 円</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>舞台</td> <td>オーケストラピット</td> <td>大ホール</td> <td>1式</td> <td>6,480</td> <td></td> </tr> <tr> <td>附属</td> <td>大迫り</td> <td>大ホール</td> <td>1基</td> <td>2,160</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設備・備</td> <td>中迫り</td> <td>大ホール</td> <td>1基</td> <td>2,160</td> <td></td> </tr> <tr> <td>品</td> <td>小迫り</td> <td>大ホール</td> <td>1基</td> <td>1,080</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>仮設花道</td> <td>大ホール</td> <td>1式</td> <td>3,240</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>仮設花道用所作台</td> <td>大ホール</td> <td>1式</td> <td>3,240</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>ひな段蹴込</td> <td>大ホール</td> <td>1式</td> <td>220</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>音響反射板</td> <td>大ホール</td> <td>1式</td> <td>6,480</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>鳥屋囲</td> <td>大ホール</td> <td>1式</td> <td>540</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		区分	品名	施設別	単位	使用料 円	摘要	舞台	オーケストラピット	大ホール	1式	6,480		附属	大迫り	大ホール	1基	2,160		設備・備	中迫り	大ホール	1基	2,160		品	小迫り	大ホール	1基	1,080			仮設花道	大ホール	1式	3,240			仮設花道用所作台	大ホール	1式	3,240			ひな段蹴込	大ホール	1式	220			音響反射板	大ホール	1式	6,480			鳥屋囲	大ホール	1式	540	
区分	品名	施設別	単位	使用料 円	摘要																																																																																																																						
舞台	オーケストラピット	大ホール	1式	6,000																																																																																																																							
附属	大迫り	大ホール	1基	2,000																																																																																																																							
設備・備	中迫り	大ホール	1基	2,000																																																																																																																							
品	小迫り	大ホール	1基	1,000																																																																																																																							
	仮設花道	大ホール	1式	3,000																																																																																																																							
	仮設花道用所作台	大ホール	1式	3,000																																																																																																																							
	ひな段蹴込	大ホール	1式	200																																																																																																																							
	音響反射板	大ホール	1式	6,000																																																																																																																							
	鳥屋囲	大ホール	1式	500																																																																																																																							
区分	品名	施設別	単位	使用料 円	摘要																																																																																																																						
舞台	オーケストラピット	大ホール	1式	6,480																																																																																																																							
附属	大迫り	大ホール	1基	2,160																																																																																																																							
設備・備	中迫り	大ホール	1基	2,160																																																																																																																							
品	小迫り	大ホール	1基	1,080																																																																																																																							
	仮設花道	大ホール	1式	3,240																																																																																																																							
	仮設花道用所作台	大ホール	1式	3,240																																																																																																																							
	ひな段蹴込	大ホール	1式	220																																																																																																																							
	音響反射板	大ホール	1式	6,480																																																																																																																							
	鳥屋囲	大ホール	1式	540																																																																																																																							

花道用揚幕	大ホール	1枚	540
簡易音響反射板	小ホール	1式	3,240
ひな段献込	小ホール	1式	220
所作台	ホール共通	1式	6,480
平台及び箱足類	ホール共通	1台	270
松羽目	ホール共通	1式	1,620
竹羽目	ホール共通	1式	2,700
金びょうぶ	ホール共通	1双	2,160
紗幕	ホール共通	1式	1,620
地がすり	ホール共通	1枚	1,620
上敷	ホール共通	1枚	320
毛せん	ホール共通	1枚	270
めくり台	ホール共通	1台	110
演台	ホール共通	1式	540
指揮者台	ホール共通	1台	220譜面台付
楽団員用譜面台	ホール共通	1台	110
長布団	ホール共通	1枚	110
大太鼓	ホール共通	1台	540
平太鼓	ホール共通	1台	320

花道用揚幕	大ホール	1枚	500
簡易音響反射板	小ホール	1式	3,000
ひな段献込	小ホール	1式	200
所作台	ホール共通	1式	6,000
平台及び箱足類	ホール共通	1台	250
松羽目	ホール共通	1式	1,500
竹羽目	ホール共通	1式	2,500
金びょうぶ	ホール共通	1双	2,000
紗幕	ホール共通	1式	1,500
地がすり	ホール共通	1枚	1,500
上敷	ホール共通	1枚	300
毛せん	ホール共通	1枚	250
めくり台	ホール共通	1台	100
演台	ホール共通	1式	500
指揮者台	ホール共通	1台	200譜面台付
楽団員用譜面台	ホール共通	1台	100
長布団	ホール共通	1枚	100
大太鼓	ホール共通	1台	500
平太鼓	ホール共通	1台	300



縮太鼓	ホール共通	1台	200		
雪かご	ホール共通	1台	100		
ステージタワー	ホール共通	1台	1,000		
高座用座布団	ホール共通	1枚	100		
振り竹	ホール共通	1式	100		
フェルト毛せん	ホール共通	1枚	100		
紅白幕	ホール共通	1式	1,000		
浅黄幕	ホール共通	1式	1,000		
フットライト	大ホール	1列	600	60W×96灯	
花道用フットライト	大ホール	1列	300	60W×38灯	
ボーダーライト	大ホール	1列	1,000	200W×81灯	
サスペンションライ ト	大ホール	1台	200	1kW	
No.1ホリゾントラ イト	大ホール	1列	1,500	300W×72灯	
No.2ホリゾントラ イト	大ホール	1列	3,000	500W×120灯	
ローアホリゾントラ イト	大ホール	1列	1,500	300W×80灯	

縮太鼓	ホール共通	1台	220		
雪かご	ホール共通	1台	110		
ステージタワー	ホール共通	1台	1,080		
高座用座布団	ホール共通	1枚	110		
振り竹	ホール共通	1式	110		
フェルト毛せん	ホール共通	1枚	110		
紅白幕	ホール共通	1式	1,080		
浅黄幕	ホール共通	1式	1,080		
フットライト	大ホール	1列	650	60W×96灯	
花道用フットライト	大ホール	1列	320	60W×38灯	
ボーダーライト	大ホール	1列	1,080	200W×81灯	
サスペンションライ ト	大ホール	1台	220	1kW	
No.1ホリゾントラ イト	大ホール	1列	1,620	300W×72灯	
No.2ホリゾントラ イト	大ホール	1列	3,240	500W×120灯	
ローアホリゾントラ イト	大ホール	1列	1,620	300W×80灯	

サイドフロントライト	大ホール	1台	2001.5kW
サイドフロントライト	大ホール	1台	2001kW
トータルライト	大ホール	1台	2001kW
タワーライト	大ホール	1台	2001kW
プロセニアムサスペンションライト	大ホール	1列	1,5001kW×18灯
No.1シーリングライト	大ホール	1台	2001.5kW
No.2シーリングライト	大ホール	1台	3002kW
フットライト	小ホール	1列	50060W×60灯
ボーダーライト	小ホール	1列	800150W×54灯
サスペンションライト	小ホール	1台	2001kW
アップパーホリゾンタルライト	小ホール	1列	1,000300W×54灯
ローアホリゾンタル	小ホール	1列	800200W×54灯

サイドフロントライト	大ホール	1台	2201.5kW
サイドフロントライト	大ホール	1台	2201kW
トータルライト	大ホール	1台	2201kW
タワーライト	大ホール	1台	2201kW
プロセニアムサスペンションライト	大ホール	1列	1,6201kW×18灯
No.1シーリングライト	大ホール	1台	2201.5kW
No.2シーリングライト	大ホール	1台	3202kW
フットライト	小ホール	1列	54060W×60灯
ボーダーライト	小ホール	1列	860150W×54灯
サスペンションライト	小ホール	1台	2201kW
アップパーホリゾンタルライト	小ホール	1列	1,080300W×54灯
ローアホリゾンタル	小ホール	1列	860200W×54灯

イト					
サイドフロントライト	小ホール	1台	2001kW		
ト					
トーメンタルライト	小ホール	1台	2001kW		
プロセニアムポーターライト	小ホール	1列	600150W×45灯		
シーリングライト	小ホール	1台	2001kW		
センターライト	小ホール	1台	100500W		
ストリップライト	ホール共通	1本	100100W×4灯		
ストリップライト	ホール共通	1本	200100W×8灯		
スポットライト	ホール共通	1台	2001kW		
スポットライト	ホール共通	1台	100500W		
エフェクトマシン	ホール共通	1台	1,000		
エフェクトプロジェクトクター	ホール共通	1台	1,0001kW		
しんなしエフェクト	ホール共通	1台	1,000		
オーバーヘッドプロジェクトクター	ホール共通	1台	1,5001kW		
リップルマシン	ホール共通	1台	1,000		

イト					
サイドフロントライト	小ホール	1台	2201kW		
ト					
トーメンタルライト	小ホール	1台	2201kW		
プロセニアムポーターライト	小ホール	1列	950150W×45灯		
シーリングライト	小ホール	1台	2201kW		
センターライト	小ホール	1台	110500W		
ストリップライト	ホール共通	1本	110100W×4灯		
ストリップライト	ホール共通	1本	220100W×8灯		
スポットライト	ホール共通	1台	2201kW		
スポットライト	ホール共通	1台	110500W		
エフェクトマシン	ホール共通	1台	1,080		
エフェクトプロジェクトクター	ホール共通	1台	1,0801kW		
しんなしエフェクト	ホール共通	1台	1,080		
オーバーヘッドプロジェクトクター	ホール共通	1台	1,6201kW		
リップルマシン	ホール共通	1台	1,080		

ストロボスコープ	ホール共通	1台	1,000	250W
ドラムマシン	ホール共通	1台	1,000	1kW
ミラーボール	ホール共通	1台	1,000	
音響装置	大ホール	1式	2,000	
エコー装置	大ホール	1式	1,000	
ポータブルミキサ	大ホール	1台	1,000	
レコードプレーヤー	大ホール	1台	1,000	
テープレコーダー	大ホール	1台	1,000	
ポータブルテープレ	大ホール	1台	700	
コーダー				
カセットテープレ	大ホール	1台	500	
コーダー				
効果用スピーカー	大ホール	1式	1,500	
ステージスピーカー	大ホール	1式	1,000	
マイクロフォン(コン	大ホール	1本	1,000	
デンサー)				
マイクロフォン(ダイ	大ホール	1本	500	
ナミック)				
マイクロフォン(ワイ	大ホール	1本	1,500	
ストロボスコープ	ホール共通	1台	1,080	250W
ドラムマシン	ホール共通	1台	1,080	1kW
ミラーボール	ホール共通	1台	1,080	
音響装置	大ホール	1式	2,160	
エコー装置	大ホール	1式	1,080	
ポータブルミキサ	大ホール	1台	1,080	
レコードプレーヤー	大ホール	1台	1,080	
テープレコーダー	大ホール	1台	1,080	
ポータブルテープレ	大ホール	1台	760	
コーダー				
カセットテープレ	大ホール	1台	540	
コーダー				
効果用スピーカー	大ホール	1式	1,620	
ステージスピーカー	大ホール	1式	1,080	
マイクロフォン(コン	大ホール	1本	1,080	
デンサー)				
マイクロフォン(ダイ	大ホール	1本	540	
ナミック)				
マイクロフォン(ワイ	大ホール	1本	1,620	



デンサー)					
マイクプロフォン(ダイ ナミック)	小ホール	1本	540		
マイクプロフォン(ワイ ヤレス)	小ホール	1本	1,620		
リボンマイクプロフォ ン	小ホール	1本	1,080		
マイクプロフォンスタ ンド(床)	小ホール	1台	220		
マイクプロフォンスタ ンド(卓)	小ホール	1台	110		
マイクプロフォンスタ ンド(ブーム)	小ホール	1台	220		
映写設備	大ホール	1基	8,640	35mm	
スクリーン	大ホール	1式	1,080		
映写機	小ホール	1基	5,400	16mm	
スクリーン	小ホール	1式	1,080		
楽器	コンサートグラウンド ピアノ	ホール共通 1台	5,400	調律料を含ま ず。	

デンサー)					
マイクプロフォン(ダイ ナミック)	小ホール	1本	500		
マイクプロフォン(ワイ ヤレス)	小ホール	1本	1,500		
リボンマイクプロフォ ン	小ホール	1本	1,000		
マイクプロフォンスタ ンド(床)	小ホール	1台	200		
マイクプロフォンスタ ンド(卓)	小ホール	1台	100		
マイクプロフォンスタ ンド(ブーム)	小ホール	1台	200		
映写設備	大ホール	1基	8,000	35mm	
スクリーン	大ホール	1式	1,000		
映写機	小ホール	1基	5,000	16mm	
スクリーン	小ホール	1式	1,000		
楽器	コンサートグラウンド ピアノ	ホール共通 1台	5,000	調律料を含ま ず。	

グラランドピアノ	ホール共通	1台	3,000	調律料を含ませ。
エレクトーン	ホール共通	1台	3,000	調律料を含ませ。
その他	特殊電源使用料	施設共通	1式	実費
	持込器具	施設共通	1台	実費
	テレビ中継料	ホール共通	1式	10,000
	ラジオ中継料	ホール共通	1式	5,000
	展示用パネル	展示室	1枚	200
	テーブルクロス	施設共通	1枚	200

別表2 (第4条関係)

施設名	使用料
軽食喫茶	月額63,000円

グラランドピアノ	ホール共通	1台	3,240	調律料を含ませ。
エレクトーン	ホール共通	1台	3,240	調律料を含ませ。
その他	特殊電源使用料	施設共通	1式	実費
	持込器具	施設共通	1台	実費
	テレビ中継料	ホール共通	1式	10,800
	ラジオ中継料	ホール共通	1式	5,400
	展示用パネル	展示室	1枚	220
	テーブルクロス	施設共通	1枚	220

別表2 (第4条関係)

施設名	使用料
軽食喫茶	月額64,800円

## 議案第 5 号

射水市小杉文化ホール条例施行規則の一部改正について

射水市小杉文化ホール条例施行規則の一部を次のように改正する。

平成 26 年 3 月 28 日 提 出

射水市教育委員会

教育長 結 城 正 斉

## 射水市教育委員会規則第 5 号

射水市小杉文化ホール条例施行規則の一部を改正する規則

射水市小杉文化ホール条例施行規則（平成 17 年射水市教育委員会規則第 48 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

## 別表 1（第 4 条関係）

施設名	使用料
軽食喫茶	1平方メートル当たり月額720円

## 附 則

## （施行期日）

- 1 この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

## （経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に使用の許可を受けている者の当該許可に係る使用料の額については、改正後の射水市小杉文化ホール条例施行規則第 4 条第 4 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。



## 議案第5号

射水市小杉文化ホール条例施行規則の一部改正について

(説明)

消費税率の引き上げに伴い使用料への転嫁率を改定するもの。

### 1 改正内容

(1) 消費税率引き上げ分を使用料に転嫁

### 2 施行期日

平成26年4月1日

射水市小杉文化ホール条例施行規則(平成17年射水市教育委員会規則第48号)新旧対照表

現行	改正後(案)								
<p>○射水市小杉文化ホール条例施行規則</p> <p>平成17年11月1日 教育委員会規則第48号</p> <p>改正 平成18年 3月28日教委規則第9号 平成20年 5月29日教委規則第8号</p> <p>別表1(第4条関係)</p> <table border="1" data-bbox="670 1187 782 1926"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>軽食喫茶</td> <td>1平方メートル当たり月額700円</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	使用料	軽食喫茶	1平方メートル当たり月額700円	<p>○射水市小杉文化ホール条例施行規則</p> <p>平成17年11月1日 教育委員会規則第48号</p> <p>改正 平成18年 3月28日教委規則第9号 平成20年 5月29日教委規則第8号</p> <p>別表1(第4条関係)</p> <table border="1" data-bbox="670 291 782 1030"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>軽食喫茶</td> <td>1平方メートル当たり月額720円</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	使用料	軽食喫茶	1平方メートル当たり月額720円
施設名	使用料								
軽食喫茶	1平方メートル当たり月額700円								
施設名	使用料								
軽食喫茶	1平方メートル当たり月額720円								